

御殿場市土地利用事業指導要綱

関 係 資 料

昭和45年	5月	8日	制定
昭和48年	4月	1日	改正
昭和51年	4月	1日	改正
昭和59年	4月	1日	改正
昭和63年	5月	1日	改正
平成4年	1月	1日	改正
平成7年	7月	1日	改正
平成15年	1月	1日	改正
平成16年	1月	1日	改正
平成20年	4月	1日	改正
平成26年	1月	1日	改正
平成26年	4月	1日	改正
平成26年	12月	26日	改正

御 殿 場 市

目 次

1	御殿場市土地利用事業指導要綱	1
2	別 表	
	<一般基準>	
1	総合的条件	8
2	関係法技術基準関係	8
3	土地利用事業の区域	8
4	環境・景観関係	8
5	施設関係	9
6	防災関係	10
7	道路関係	12
8	その他	12
	<個別基準>	
1	住宅地	13
2	別荘地	14
3	マンション、共同住宅	14
4	工場、倉庫、農林漁業施設等	14
5	研修施設、教育・文化施設、研究施設、保養所等	15
6	医療施設、社会福祉施設等	15
7	店舗、遊戯施設等	15
8	スポーツ・レクリエーション施設等	15
9	墓園	16
10	ペット霊園	16
11	廃棄物処理施設等	16
12	駐車場、資材置場、太陽光発電施設等	18
13	現況有姿分譲	19
14	土石採取	19
15	その他の施設	20
3	別 記	
1	排水基準	21

2	緑地基準	22
3	駐車場設置基準	23
4	宅地造成工事規制区域の基準	24
4	適用除外となる公社、公団等(指導要綱第3条第1項第8号関係)	25
5	公共、公益施設の帰属、管理(指導要綱第12条第2項関係)	26
6	様式(様式第1号から様式第19号まで)	27

御殿場市土地利用事業指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土地利用事業の施行に関し必要な基準を定め、その適正な施行を誘導することにより良好な自然及び生活環境の確保に努め、もって市の均衡ある発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地利用事業 住宅地（常時使用する独立住宅用のもの）、別荘地（常時居住の用に供しない住宅で、主として保養の目的のため使用するもの）、マンション、共同住宅、工場、倉庫、農林漁業施設、研修施設、教育・文化施設、研究施設、保養所、医療施設、社会福祉施設、店舗、遊戯施設、スポーツ・レクリエーション施設、墓園、ペット霊園、廃棄物処理施設等、駐車場、資材置場、太陽光発電施設等の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更若しくは建築物の建築若しくはその用途の変更に関する事業又は現況有姿分譲（菜園等、建築物の建築を目的としない土地の区画形質の変更で賃貸形式を含む）若しくは土石、温泉、地下水の採取を行う事業をいう。
- (2) 施行区域 土地利用事業の目的に供する一団の土地の区域をいう。
- (3) 事業者 土地利用事業に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで、自らその工事を施行する者をいう。
- (4) 工事施行者 土地利用事業に関する工事の請負人をいう。
- (5) 公共施設 道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、水路及び消防の用に供する貯水施設をいう。
- (6) 公益施設 教育、交通、行政、集会、保安、通信その他の公益的施設をいう。
- (7) 開発率 施行区域の面積に対する現地形を変更する土地の割合をいう。

(適用除外)

第3条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する土地利用事業については、適用しない。

- (1) 施行区域の面積が2,000平方メートルに満たない土地利用事業。ただし、次に掲げるものは除く。
 - ア 高さが地盤面から13メートル以上の建築物の建設
 - イ 廃棄物処理施設等
 - ウ ペット霊園

エ 地下水を採取する場合で、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が14平方センチメートルを超える土地利用事業

オ 温泉源の採取

(2) 国又は地方公共団体が行う土地利用事業

(3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業

(4) 土地区画整理事業施行区域内で住宅(常時使用する独立住宅)の建設の用に供する目的で行う土地利用事業

(5) 施行区域の面積が5,000平方メートル未満又は採取量が5,000立方メートル未満の土石採取に係る土地利用事業

(6) 国又は地方公共団体の助成を受けて行う土地利用事業

(7) 国又は地方公共団体が出資している別に定める公社、公団等が行う土地利用事業

(8) 駐車場、資材置場等の用に供する土地利用事業で、一時的に行うもの

(9) 自己の居住の用に供する建築物の建築に係る土地利用事業

(10) その他市長が必要と認める土地利用事業

2 前項各号に掲げる事業の内、市長が必要と認めるものについては、土地利用適用除外事業協議書(様式第1号)により協議しなければならない。

(計画の基準)

第4条 事業者は、土地利用事業に関する計画を策定しようとするときは、別表に定める基準に適合するようにしなければならない。

(事業者の責務)

第4条の2 事業者は、土地利用事業の施行に当たっては、周辺の安全で良好な生活環境が適正に確保されるよう努めなければならない。

2 事業者は、次条に規定する承認申請をする前に、関係区長、周辺住民、部農会、水利権者その他の利害関係者に対し、土地利用事業についての説明会を開催し、事業内容を周知しなければならない。

3 前項の説明会において出た意見等については、事業説明会経過報告書(様式第2号)にまとめ、次条の承認申請書に添付し、対応を明示しなければならない。

この場合において、事業説明会経過報告書の記載内容について関係区長等の確認を得なければならない。

(承認申請)

第5条 事業者は、法令に基づく許可、認可等の申請又は届出をする前に、土地利用に関する承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(承認の基準及び条件)

第5条の2 市長は、前条の承認申請書の提出があったときは、承認又は不承認の決定を行い、土地利用に関する承認・不承認決定通知書(様式第4号)により事業者に通知するものとする。

2 市長は、前条の承認をする際には、条件を付することができる。

3 市長は、前条に規定する承認申請書の提出に係る土地利用事業計画がこの要綱に定める基準に適合しないと認めるとき、その他住民福祉に多大な影響を及ぼすと認められるときは、承認をしないものとする。

(事前協議)

第6条 事業者は、次に掲げる土地利用事業を施行しようとするときは、第5条の承認申請に先立ち、当該土地利用事業に関する計画についてあらかじめ市長に協議し、その同意を得なければならない。

(1) 2万平方メートル以上の一団の土地についての土地利用事業

(2) 温泉源の採取に係る土地利用事業

(3) その他市長が必要と認める土地利用事業

2 前項の協議の申出をしようとする事業者は、土地利用に関する事前協議書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

3 事業者は、第1項の規定により、協議の同意のあった日から起算して2年を経過したときは、新たに市長の同意を得なければならない。

(事前協議回答書の交付)

第6条の2 市長は、前条の協議をしたときは、土地利用に関する事前協議回答書(様式第6号)を事業者に交付するものとする。

(承認の効力)

第7条 事業者が第5条の2の承認を受けてから工事に着手しないまま2年を経過したときは、その効力を失う。ただし、事業者の責めに帰すことのできない特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(地位の承継)

第8条 事業者は、第5条の2の承認を受けた施行区域内に所在する土地に関する所有権その他事業者としての権利を譲渡しようとするときは、地位承継承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 第5条の2の承認を受けた事業者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた地位を承継したときは、地位承継届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(地位承継承認・不承認決定通知書の交付)

第8条の2 市長は、前条の承認をしたときは、土地利用に関する地位承継承認・不承認決定通知書（様式第9号）を事業者に交付するものとする。

（変更の承認）

第8条 事業者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、変更承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業の目的
- (2) 施行区域の位置及び面積
- (3) 工事の設計内容

2 前項に規定する軽微な変更とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 施設の変更を伴わない施行区域の縮小で、その面積が20パーセント以内のもの
- (2) 防災施設（調整池、沈砂池、砂防堰堤^{えんてい}等をいう。）の位置又は構造の変更を伴わない施設の変更
- (3) 施設の変更を伴わない施行区域の拡大で、その面積が1,000平方メートル未満のもの
- (4) その他防災上又は生活環境の保全上支障がないと市長が認めたもの

（変更承認・不承認決定通知書の交付）

第9条の2 市長は、前条の承認をしたときは、土地利用に関する変更承認・不承認決定通知書（様式第11号）を事業者に交付するものとする。

（届出）

第10条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに当該各号に定める届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 工事に着手しようとするとき、及びその工事が完了したとき、並びに休止した工事を再開しようとするとき。

工事着手（完了、再開）届（様式第12号）

- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を変更したとき。

名称（氏名、住所、代表者氏名）変更届（様式第13号）

- (3) 工事施行者を変更したとき。

工事施行者変更届（様式第14号）

- (4) 第9条第2項に掲げる軽微な変更をしようとするとき。

軽微変更届（様式第15号）

- (5) 第5条の承認申請の取下げをしようとするとき。

承認申請取下げ届（様式第16号）

（事業の休止等）

第11条 事業者が工事着手後1月以上休止し、又は当該工事を廃止しようとするときは、

事業休止（廃止）承認申請書（様式第17号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。この場合、市長は必要な条件を付することができる。

（事業休止（廃止）承認・不承認決定通知書の交付）

第11条の2 市長は、前条の承認をしたときは、事業休止（廃止）承認・不承認決定通知書（様式第18号）を事業者に交付するものとする。

（関連公共、公益施設の整備）

第12条 土地利用事業の施行に関連して必要となる公共、公益施設は、原則として、事業者の負担においてこれを整備しなければならない。

2 前項の規定により整備された公共、公益施設の帰属、管理は、別に定める基準により行うものとする。

（協定の締結）

第13条 事業者は、市長が必要と認めるときは、工事の施行方法、防災工事の施行を確保するための措置又は工事完了後の施設の維持管理について、市長と協定を締結しなければならない。

2 事業者は、土地利用事業に起因する災害等に対処するため必要な場合は、関係住民等と協定を締結しなければならない。

（調査）

第14条 市長は、特に必要と認めるときは、当該事業の対象となる土地その他の物件又は工事の状況を調査することができる。

（報告及び勧告）

第15条 市長は、事業者又は工事施行者に対し、その施行する土地利用事業に関し、この要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。

2 市長は、前項の規定による勧告又は助言をした場合、その勧告又は助言を受けた者に対し、その勧告又は助言に基づいて講じた措置について、報告させるものとする。

3 前項の規定による報告は、是正報告書（様式第19号）により行うものとする。

（警告、公表）

第16条 市長は、事業者が第5条の2の承認を受けずに土地利用事業を施行したとき、又は前条第1項の勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、警告を行う。

2 市長は、前項の警告を受けた者が、なお勧告に従わない場合は、事業者名、工事施行者名、事業内容、勧告の内容及び理由等について公表することができる。

（補則）

第17条 この要綱に定めのないものについては、別に市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和63年5月1日から施行する。
- 2 御殿場市土地利用事業指導要綱（昭和59年4月1日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に、御殿場市土地利用対策委員会運営要領（昭和45年4月1日制定）第5条若しくは旧要綱第5条の規定により、市長の承認を受けたもの又はこの要綱の施行の際、旧要綱第5条の規定により、審議中のものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、平成7年7月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に改正前の御殿場市土地利用事業指導要綱（以下「旧要綱」という。）第5条又は第6条第1項の規定によりなされた承認の申請又は事前協議の申出で、この告示の施行の際現にこれに対する承認及び同意がなされていないもの並びにこの告示の施行前に旧要綱第6条第1項の規定により市長の同意を得たものに係る土地利用事業については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、旧要綱の規定により提出されている申請書等は、新要綱の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この告示は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前に改正前の御殿場市土地利用事業指導要綱（以下「旧要綱」という。）第5条又は第6条第1項の規定によりなされた承認の申請又は事前協議の申出で、この告示の施行の際現にこれに対する承認及び同意がなされていないもの並びにこの告示の施行前に旧要綱第6条第1項の規定により市長の同意を得たものに係る土地利用事業については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際、旧要綱の規定により提出されている申請書等は、新要綱の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則

- 1 この告示は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施工前に改正前の御殿場市土地利用事業指導要綱（以下「旧要綱」という。）第5条又は第6条第1項の規定によりなされた承認の申請又は事前協議の申出で、この

告示の施行の際現にこれらに対する承認及び同意がなされていないもの並びにこの告示の施工前に旧要綱第6条第1項の規定により市長の同意を得たものに係る土地利用事業については、なお従前の例による。

- 3 この告示の施工の際、旧要綱の規定により提出されている申請書等は、改正後の御殿場市土地利用事業指導要綱の規定により提出されたものとみなす。

附 則

この告示中第1条の規定は平成26年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

第1 一般基準及び個別基準

第4条の規定による土地利用事業の基準は、一般基準及び個別基準とする。

第2 一般基準

土地利用事業の承認審査に係る一般基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 土地利用事業は、関係法令、条例等に適合するほか、御殿場市総合計画その他の計画に沿ったものであること。
- 2 都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条の規定による開発許可基準及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第9条の規定による技術的基準に適合しているものであること。
- 3 原則として、次に掲げる区域を含まないものであること。ただし、学術研究等公益上必要と認められる場合、又は受益等の区域から除外される場合は、この限りでない。
 - (1) 市街化調整区域。ただし、法令の定めにより土地利用事業の施行が可能なものを除く。
 - (2) 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）及び国、県等の補助を受け実施した農業土地基盤整備事業区域
 - (3) 保安林（森林法（昭和26年法律第249号））、地域森林計画等により保全すべき森林として定められた森林区域
 - (4) 自然公園地域（自然公園法（昭和32年法律第161号））
 - (5) 特別保護地区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号））
 - (6) 文化財等指定区域及び埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法（昭和25年法律第214号））
 - (7) 林道整備等林業公共投資の受益区域
 - (8) 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号））及び災害危険区域（建築基準法（昭和25年法律第201号））

4 環境・景観関係

- (1) 廃棄物の処理については、再生利用の徹底等により、ごみの発生を極力抑制し、資源循環型社会の構築に努めること。
- (2) 建築物その他構築物の位置、規模、構造、高さ及び色彩は、周囲の自然環境に調和したものであり、かつ、富士山の眺望に配慮されていること。また、植栽についても同様とすること。
- (3) 自然環境の保全のため、自然破壊の防止、植生の回復等に配慮した計画であること。この場合において、施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、

当該土地について保全措置が講じられていること。

- (4) 都市計画法第5条第1項に規定する都市計画区域の区域外又は同法第7条第3項に規定する市街化調整区域内の建築物の高さは、地盤面から15メートル以下とし、屋根は傾斜屋根であること。ただし、近隣の状況や建築物の配置、形状、規模、色彩、用途等を考慮して、風致景観に支障がないと判断される場合は、この限りでない。

5 施設関係

- (1) 施設整備については、あらゆる年齢・性別・障害・体格の度合いに応じ、だれもが利用しやすい施設整備を図るため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、環境整備に積極的に努めること。
- (2) ごみ集積所の設置については、事前に担当課と協議すること。
- (3) 水道施設の位置については、御殿場市給水工事取扱説明書（平成13年4月制定）に適合すること。
- (4) 施行区域内の生活排水（し尿、雑排水）及び工場等の事業系排水は、浸透処理を行わないこと。ただし、合併処理浄化槽で処理した生活系排水で、別記1の浸透処理排水の基準に適合し、及び周囲に河川及び水路がなく、排水施設を接続することが困難で近隣の状況によりやむを得ないと認められ、かつ、有効な浸透処理施設を設置する場合は、この限りでない。
- (5) 公共下水道処理区域内で、供用開始された地域の土地利用事業については、し尿、雑排水管を公共ますに接続すること。
- (6) 公共下水道処理区域内の未供用地域については、将来計画に沿った計画とされていること。
- (7) 公共下水道処理未供用区域内における土地利用事業で、汚水処理施設を設置する場合は、原則として1施設とすること。ただし、公共下水道処理区域内の未供用区域の内、建築基準法施行細則（昭和49年静岡県規則第6号）第11条ただし書の適用を受ける区域としての証明を受けた事業については、別途協議すること。
- (8) 排水については、原則として別記1の基準が満たされること。
- (9) 施行区域の外縁部には、施行区域面積に対し、原則として別記2の緑地が確保され、高木樹種が植栽されるとともに、緑地の区域を明確にするため、区域界には縁石又は境界杭を打設すること。ただし、住宅地（常時使用する独立住宅用のもの）の分譲事業、温泉、地下水、土石採取等の土地利用事業については、別途協議すること。
- (10) 施行区域周辺の状況により必要と認められる場合は、隣地との境界部に緩衝緑地帯等が設置されること。

- (11) 事業に伴い必要となる自動車駐車場が、別記3の基準により区域内に有効に設置されているとともに、必要と認められる場合は、二輪車駐車場も設置されていること。ただし、施行区域が商業地域、近隣商業地域で、近隣に自動車駐車場が有効に配置されていると認められる場合は、この限りでない。
- (12) 屋外広告物については、御殿場市総合景観条例(平成25年御殿場市条例第69号)の基準に従って設置し、必要な手続きを行うこと。また、施行区域外に案内看板を設置する場合についても、同様とすること。
- (13) 市街化調整区域の土地利用事業において、建築物等を設計する場合は、都市計画法の規定により宅地の区域として認められた範囲内に、この要綱に定める基準による駐車場、緑地等を設けること。ただし、既存の敷地区域外に駐車場、緑地等を設けることが合理的と判断され、かつ建築確認申請担当課との協議を経た場合は、この限りでない。また、市街化区域の土地利用事業についても、原則として施行区域内にこの要綱に規定する基準による駐車場、緑地等を設けること。

6 防災関係

- (1) 土地利用事業の施行により雨水の流出形態が変化し、下流の河川及び水路に新たな負担が生ずる場合は、河川及び水路を新設し、又は改修すること。この場合において、改修規模については、別途河川管理者と協議すること。
- (2) 施行区域を含む周辺地及び下流の土地に湛水地域がある場合には、当該土地利用事業により施行区域周辺及び下流の土地又は河川に支障のないよう排水計画がたてられていること。
- (3) 河川を新設し、又は改修する場合の構造は、原則として河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)に基づいていること。
- (4) 前(1)の規定による河川及び水路の改修ができない場合は、静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱(昭和49年静岡県告示第1209号。以下「県指導要綱」という。)又は御殿場市開発行為等の手引き(平成17年3月決裁。以下「開発行為等の手引き」という。)の基準による調整池を設置すること。当該調整池を設置しても、下流の河川及び水路の流下能力が年超過確率雨量の1分の1に対し不足する場合は、原則としてその不足部分を改修すること。
- (5) 住宅地(常時使用する独立住宅用のもの)分譲事業、現況有姿分譲若しくは土地区画整理事業等施行区域内の土地利用事業で施行区域面積が3,000平方メートル未満の場合、又は施行区域面積が2,000平方メートル未満の土地利用事業(2,000平方メートル以上の一団の事業で、道水路等により分断された区域の面積が2,000平方メートル未満となる場合を含む。)にあつては、河川管理者と協議の上、調整池を設置しないことができる。ただし、浸透施設等を設置し、流出抑制に

努めること。

- (6) 前(4)の規定により設置する調整池の流量計算における洪水調整容量の算定方法における継続時間(t_i)は、県指導要綱又は開発行為等の手引きの調整池の設計基準にかかわらず、施行区域面積が3,000平方メートル未満の場合及び土地区画整理事業等施行区域の場合は、10分とすることができる。
- (7) 土質の状況により雨水の地下浸透が認められ、浸透ます、浸透トレンチ、浸透舗装等を整備し有効な災害防止措置が講じられる場合は、地下浸透を考慮し、調整池の容量を算定することができる。この場合において、必要な現場試験（浸透試験）を行い、有効に浸透することを示す資料を提出するとともに、冬期における凍結時の対応、目詰まり対策、清掃計画等を明示し、関係資料についても提出すること。
- (8) 施行区域内にある河状を成している土地は、原則として現況の形態を尊重した土地利用計画であること。
- (9) 雨水排水路は、原則として開渠であること。
- (10) 造成工事によって生ずる流出土砂の防止は、次によること。
 - ア 土砂流出防止施設は、堰堤^{えんてい}を設置するものとし、土砂量の算出^{えんてい}堰堤の構造は、県指導要綱の基準によるものであること。
 - イ 地形、地質等により砂防堰堤^{えんてい}を設置できない場合は、県指導要綱の基準による沈砂池を設置するものであること。
- (11) 残土又は不足土が生ずる場合には、防災及び自然環境の保全について十分配慮した措置方法が明示されていること。
- (12) 施行区域内の汚水又は土砂等が、区域外及び道路の施設に流入しないよう措置されていること。
- (13) 工事中は、仮設調整池を設置する等防災対策に万全を期すとともに、周辺住民に迷惑がかからないよう配慮されていること。
- (14) 消防用水利施設として、消火栓、防火水槽等が設置されていること。この場合においては、御殿場市土地利用に基づき消防施設等を設置する基準（昭和53年7月制定）によること。
- (15) 施行区域内外に、道路反射鏡、防護柵、防犯灯等必要な安全施設を設置すること。この場合において、その維持管理について、担当課と協議すること。
- (16) 土地区画整理事業等の施行済地で、全区域を対象とした調整池を設置した区域内で行う土地利用事業については、個別に調整池を設置することは要しない。
- (17) 工事は、防災工事を優先実施すること。
- (18) 完成後の防災施設の機能を確保するため、維持管理を適正に行うこと。

7 道路等関係

- (1) 工事による土砂の運搬、流出等により、道路等公共施設や周辺地域を汚さないよう措置が講じられていること。
- (2) 施行区域内に新設する道路及び交通安全施設（道路附属施設）については、道路管理者等と協議すること。この場合において、道路の構造は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に適合していること。
- (3) 道路等の法面は、地質等を考慮した安全な構造とし、周囲の景観と調和していること。

8 その他

- (1) 施行区域に国有地が介在している場合は、工事の完成までに国有財産の処理手続をすること。
- (2) 公共施設（道水路）を造成により改廃する場合は、原則として付け替えること。
- (3) 計画地が建築基準法第42条第2項の道路に接する場合は、原則として無償で後退用地を市に帰属すること。
- (4) 市に移管する施設以外の施設の管理については、管理者及び管理方法を定めて管理責任の所在を明らかにし、当該施設の維持、修繕、災害復旧その他の管理について支障のないよう措置すること。
- (5) 事業者は、当該土地利用事業を行うために必要な資力及び信用があること。
- (6) 事業の目的となる施設等の供用開始は、土地利用事業工事完了検査及び各法令等による完了検査後とすること。
- (7) 土地利用事業計画の策定にあたっては、文化財の有無について、御殿場市教育委員会に確認し、施行区域内に文化財が存在する場合は、御殿場市教育委員会及び静岡県教育委員会とその取り扱いについて協議すること。当該協議の結果、調査の必要なものについては、静岡県教育委員会の指示により実施すること。
- (8) 不特定の者が出入りすることとなる施設については、静岡県福祉のまちづくり条例（平成7年静岡県条例第47号）に基づき、必要な施設を設置すること。
- (9) 宅地造成等規制法第3条の宅地造成工事規制区域の土地利用事業における開発率、緑地率、及び建築物の高さについては、別記4の基準によること。
- (10) 土地利用事業に伴い従業員を雇用する場合には、市民を優先することとし、及びその方法等を明示すること。
- (11) 施行区域内から発生する産業廃棄物は、事業者の責任において処理すること。この場合において、一般廃棄物は、御殿場市ごみ処理基本計画（平成6年御殿場市告示第81号）に基づき処理すること。
- (12) 土地利用事業に伴い温泉源を採取する場合は、御殿場市温泉源の採取に関する要

綱（平成3年御殿場市告示第180号）に基づき、事前に担当課と協議し、目的となる当該土地利用事業の事前協議にあわせて、御殿場市温泉審議会の審議経過等参考書類の提出等を行うこと。

- (13) 土地利用事業に伴い地下水を採取する場合は、御殿場市地下水の採取に関する要領（昭和59年制定）に基づき、事前に担当課と協議し、目的となる当該土地利用事業の承認後に、届出等を行うこと。
- (14) 御殿場市土地利用対策委員会への提出書類は、土地利用対策委員会申請書等作成要領により作成すること。
- (15) 調整池、側溝、舗装、ます等の構造は、できるだけ浸透式とし、水資源の^{かんよう}涵養に努めること。
- (16) 土地利用事業に係る土地及び建築物その他工作物について、所有権、地上権、地役権その他の権利を有する者の同意を得ていること。ただし、第6条の規定による事前協議については、この限りでない。
- (17) やむを得ない事由による事業の休止、廃止等について、災害防止、危険防止、環境保全、又は原状回復等の措置をとること。
- (18) 前(17)の規定による場合には、周辺住民その他利害関係者に対し、休止、廃止等に至った経過、理由等を説明するとともに、災害防止、危険防止、環境保全又は原状回復等措置の計画についても説明すること。

第3 個別基準

1 住宅地

住宅地（常時使用する独立住宅用のもの）の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、別表第1一般基準によるほか、次のとおりとする。

- (1) 1区画当たりの敷地面積は、概ね200平方メートルとする。ただし、都市計画法、建築基準法その他の法令及びそれらに基づく条例により敷地面積の最低限度が定められているものは、この限りでない。
- (2) 施行区域面積が3,000平方メートル以上となる場合は、その面積の100分の3以上の公園を設けること。ただし、土地区画整理事業等基盤整備済地における事業については、この限りでない。
- (3) 市長が必要と認める場合は、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備等についての基準を、御殿場市建築協定条例（昭和46年御殿場市条例第12号）に基づく建築協定等により定めること。
- (4) 分譲地の売買、譲与、交換その他の処分に当たっては、契約書等に、建築協定、区画再分割禁止、緑地管理等土地利用事業の承認における条件等を明記し、行うこと。

(5) 予定建築物の用途を明確にすること。

2 別荘地

別荘地（常時居住の用に供しない住宅で、主として保養の目的のため所有するもの）の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、別表第1一般基準によるほか、次のとおりとする。

- (1) 建築物の高さは、地盤面から10メートル以内とすること。
- (2) 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（建ぺい率）は、30パーセント以下とすること。
- (3) 1区画当たりの分譲面積は、500平方メートル以上とすること。
- (4) 原則として、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠、建築設備等についての基準を建築協定等により定めること。
- (5) 分譲地の売買、譲与、交換その他の処分に当たっては、契約書等に、建築協定、区画最小面積、建築物の高さ制限、建ぺい率の制限、緑地管理等土地利用事業の承認における条件等を明記し、行うこと。

3 マンション、共同住宅

マンション、共同住宅（集合住宅）の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、別表第1一般基準によるほか、次のとおりとする。

- (1) 施行区域面積が3,000平方メートル以上となる場合は、その面積の100分の3以上の公園を設けること。ただし、土地区画整理事業等の土地基盤整備済区域における土地利用事業については、この限りでない。
- (2) 別記3による自動車駐車場のほか、二輪車用駐車場を施行区域内に設置すること。

4 工場、倉庫、農林漁業施設等

工場、倉庫、農林漁業施設の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、別表第1一般基準によるほか、次のとおりとする。

- (1) 大気汚染、騒音、振動、悪臭等の対策に十分留意し、公害防止を積極的に図るための施設を設置すること。この場合において、新技術に伴う各種化学物質の使用に当たっては、あらかじめ環境への影響について十分検討し、新たな公害等環境汚染を発生させないこと。
- (2) 業務に係る車両により周辺の交通に支障が出ないように交通対策、道路整備等を行うこと。ただし、右折車線、信号機等の設置が必要と認められる場合は、事前に道路管理者、公安委員会等関係機関と協議を行うこと。
- (3) 大型車両等の駐車場が、施行区域内に有効に確保されているとともに、安全に転回できるよう設計されていること。
- (4) 設計に当たっては、緑地を敷地周囲に配置する等自然環境に調和する施設建設に

配慮すること。

5 研修施設、教育・文化施設、研究施設、保養所等

研修施設、教育・文化施設、研究施設、保養所等の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、別表第1一般基準によるほか、次のとおりとする。

(1) 分譲する場合は、次によること。

ア 1区画当たりの分譲面積は、500平方メートル以上とすること。

イ 原則として、建築協定等を締結すること。

ウ 分譲地の売買、譲与、交換その他の処分に当たっては、契約書等に、建築協定、区画最小面積、建築物の高さ制限、緑地管理等土地利用事業の承認における条件等を明記し、行うこと。

(2) 施設の設計に当たっては、自然環境の保全を図るとともに、緑地を敷地周囲に配置する等自然環境との調和に配慮すること。

6 医療施設、社会福祉施設等

医療施設、社会福祉施設等の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、別表第1一般基準によるほか、次のとおりとする。

(1) 計画に当たっては、一般社団法人御殿場市医師会等関係団体と協議を行うこと。

(2) 長期入院、入所者等が多くなることが予想される施設については、入院、入所者等の計画、建設後の財政計画（市等の財政負担見込を含む。）等参考書類を提出すること。

(3) 施設の設計に当たっては、自然環境の保全を図るとともに、緑地を敷地周囲に配置する等自然環境との調和に配慮すること。

7 店舗、遊戯施設等

店舗、遊戯施設等の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、別表第1一般基準によるほか、次のとおりとする。

(1) 来客者の車両により周辺の交通に障害を生じさせないように、十分な交通対策を講ずるとともに、必要に応じ交通整理員を配置すること。

(2) 夜間の屋内外照明については、周辺に悪影響を与えないよう配慮すること。

(3) 別記3による自動車駐車場のほか、二輪車駐車場を施行区域内に設置すること。

8 スポーツ・レクリエーション施設等

スポーツ・レクリエーション施設等の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、別表第1一般基準によるほか、次のとおりとする。

(1) 現存緑地を活用し、建築物、工作物その他の構築物の配色、配置、形態等にも配慮し、富士山のふもとにふさわしい施設とすること。

(2) 来客者の車両により周辺の交通に障害を生じさせないように、十分な交通対策を講

ずるとともに、必要に応じ交通整理員を配置すること。

- (3) 別記3による自動車駐車場のほか、二輪車駐車場を施行区域内に設置すること。

9 墓園

墓園（この基準において、墓地、霊園も同意語として用いる。）の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、別表第1一般基準によるほか、次のとおりとする。

- (1) 墓園の1区画当たりの面積は、3平方メートル以上とし、著しい等級差を生じないように配慮すること。
- (2) 現存緑地を活用し、建築物、工作物その他の構築物の配色、配置、形態等にも配慮し、富士山のふもとにふさわしい墓園となるよう配慮すること。
- (3) 墓地の購入等については、市民が優先されるものであること。
- (4) 計画に当たっては、担当課と事前協議をし、その協議結果を添付すること。

10 ペット霊園

ペット霊園（犬、猫、その他人に飼育されていた動物の死骸を火葬するための施設を含む）の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、別表第1一般基準によるほか、次のとおりとする。

- (1) 公園、学校、保育所、病院等の公共施設及び住宅の敷地境界からペット霊園を設置しようとする土地の境界までが、100メートル以上離れていること。
- (2) ペット霊園の設置に係る土地の隣接土地所有者の同意を得ていること。
- (3) ペット霊園の敷地境界には、目隠しの為の緑地帯を設けること。
- (4) 周辺の公衆衛生及び生活環境を損ねる事のないように適切な対策が講じられていること。

11 廃棄物処理施設等

廃棄物処理施設等の建設の用に供する目的で行う土地利用事業については、別表第1一般基準によるほか、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物処理施設等の建設に当たっては、第5条の規定による承認申請の前に、御殿場市廃棄物処理施設検討委員会（御殿場市廃棄物処理施設検討委員会事務処理要領（平成11年4月1日制定）に基づくものをいう。）の審査を受け、その結果を添付すること。
- (2) 運搬、処理する廃棄物は、原則として市内で発生するものに限ること。
- (3) 事業者は、原則として市内の者であり、かつ、静岡県内の廃棄物を主に処理している者であること。ただし、過去に行政、地域住民等とのトラブルを生じ、問題解決がされていない者は、認めないものとする。
- (4) 適切な分別を行い、再資源化、減量化を図ること。
- (5) 事業により生ずる捨土等は、適切な場所を選定し、自然環境の保全に影響を与え

ないよう処理するとともに、その処理方法を明確にすること。

(6) 植栽は、次により行うこと。

ア 施行区域内の表土を活用すること。当該表土の活用が不可能な場合には、植栽地
土壌条件を考慮して土壌改良及び施肥を行うこと。

イ 現存樹木を移植、活用すること。

ウ 環境に適合した樹種を選定し、結実花木（誘鳥木）の植栽に努めること。

(7) 緑化は、小段に低木等を植栽し、法面に種子の吹付け、張芝、筋芝等を施すなど
現地に適した工法により緑化修景を図ること。当該法面が硬岩等のため、種子の吹
付け等によることが不可能な場合は、ツタなどにより緑化を図ること。

(8) 施行区域内に良好な自然環境の存する土地がある場合には、当該土地について保
全措置を講ずるなど、自然破壊の防止、植生の回復等自然環境の保全に配慮するこ
と。

(9) 原則として、施行区域の周囲に柵を設置し、柵の外側には高木緑地帯を設けるな
ど、諸公害の緩衝に努めること。ただし、交通安全対策上支障がある場合は、この
限りでない。

(10) 車両等の洗浄に伴う汚濁水の処理方法は、循環方式を原則とし、基準値以上の汚
水を公共用水路に排出しないこと。

(11) 車両等の洗浄に係る取水及び排水処理については、その方法、水量及び能力を明
示すること。

(12) 廃棄物等の一時保管、処理等については、その方法を明確にし、建築物、工作物
その他の構築物を設置する場合は、それを明示すること。

(13) 原則として調整池を設置すること。

(14) 下流の河川及び水路の流下能力は、原則として年超過確率雨量の1分の1を満た
していること。当該河川等の流下能力が1分の1に対し不足する場合は、下流の河
川及び水路の管理者の指示による措置を講ずること。

(15) 防災工事が完了するまでは、土砂流出等のおそれがないよう、仮設防災等の措置
を講ずること。

(16) 施行区域の出口には、車両の付着土砂を除去する洗浄施設の設置又は相当距離の
舗装等をし、施行区域外を汚さないこと。

(17) 搬出路に使用される道路その他の施設を破損し、又は汚損した場合は、速やかに
復旧、清掃など必要な措置を講ずること。この場合において、交通の状況によっ
ては、交通整理員の配置を考慮すること。

(18) 搬出路の認定道路への取付けは、道路管理者と協議するとともに、その構造は、
道路構造令に適合していること。

- (19) 施行区域に国有地が介在している場合は、搬入の終了までに国有財産の処理手続を完了すること。
- (20) 跡地については、山林、農地等の利用目的に応じた表土に仕上げ、御殿場市総合計画その他の計画等に沿い、かつ、周囲の環境に適した跡地利用計画を策定すること。
- (21) 施行区域に隣接する土地の所有者、地上権者その他の権利者の事業実施についての承諾を得ること。
- (22) 施行区域外に土砂等を搬出し、又は区域外から搬入する場合は、搬出入先、運搬業者、運搬経路、飛散防止対策等を明確にするとともに、交通安全、騒音、粉塵等に留意すること。この場合において、必要に応じ交通整理員等を配置すること。
- (23) 施行区域内には、原則として管理棟を設置し、管理者を常駐させること。
- (24) 廃棄物、土砂、焼却灰等の飛散防止対策を講ずること。
- (25) 前(1)から(24)までに規定するもののほか、原則として一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号）を準用すること。

12 駐車場、資材置場、太陽光発電施設等

駐車場、資材置場、太陽光発電施設等に供する目的で造成等を行い、長期間にわたりその用に供する土地利用事業の基準は、別表第1一般基準によるほか、次のとおりとする。

- (1) 施行区域内の舗装等については、浸透性を考慮すること。
- (2) 現場管理者、連絡先等を明確にすること。この場合において、現場管理者を常駐させない土地利用事業は、原則として、施行区域の出入口に利用の方法、当該管理者名、連絡先等必要な事項を表示した標識を設置すること。
- (3) 駐車場については、次によること。
 - ア 夜間の屋外照明については、周辺に悪影響を及ぼさないよう配慮すること。
 - イ 出入口からの見通しについて考慮する等交通安全対策を講ずること。
 - ウ 原則として、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）による技術基準に準拠していること。
- (4) 資材置場については、次によること。
 - ア 周囲を柵で囲み、その外側に修景緑地帯を設けること。
 - イ 油分等が付着している機械等の資材については、油水分離槽を設置し、油分等が施行区域外に流出しないようにすること。
 - ウ 資材の種類、量、保管期間等の内容を申請書に添付するとともに、施行区域外から見える場所に掲示すること。

エ 資材の搬入により道路、水路等を汚損し、又は破損しないように措置すること。
この場合において、汚損し、又は破損した道路、水路等は、緊急応急措置をとるとともに、復旧対策を講ずること。

オ 資材の保管については、荷崩れ等により災害を起こさないよう適切に行うこと。

カ 関係者以外の者が立ち入らないよう、施錠等安全対策を講ずること。

(5) 太陽光発電施設については、次によること。

ア 周囲を柵で囲み、その外側に修景緑地帯を設けること。

イ 施設の管理の内容を申請書に添付すること。

ウ 関係者以外の者が立ち入らないよう、施錠等安全対策を講ずること。

13 現況有姿分譲

現況有姿分譲を行う目的で造成を行い、長期間にわたりその用に供する土地利用事業については、別表第1一般基準によるほか、土地の切り盛りの結果、敷地に段差が生じた場合は、地表面と水平面のなす角度を30度以下とするか、又は、宅地造成等規制法施行令第6条に準ずる擁壁を設けることとする。

14 土石採取

土、砂利、岩石等の採取を目的とする土地利用事業については、別表第1一般基準によるほか、次のとおりとする。

(1) 土石採取によって生じる捨土等は、適切な場所を選定して自然環境の保全に影響を与えないよう処理するとともに、その処理方法を明確にすること。

(2) 植栽は、次により行うこと。

ア 施行区域内の表土を活用すること。当該表土の活用が不可能な場合には、植栽地の土壌条件を考慮して土地改良及び施肥を行うこと。

イ 現存樹木を移植、活用すること。

ウ 環境に適合した樹種を選定し、結実花木（誘鳥木）の植栽に努めること。

(3) 緑化は、小段に低木等を植栽し、法面に種子の吹付け、張芝、筋芝等を施すなど現地に適した工法により緑化修景を図ること。当該法面が硬岩等のため、種子の吹付け等によることが不可能な場合は、ツタ等により緑化を図ること。

(4) 砂利等の洗浄に伴う汚濁水の処理方法は、循環方式を原則とし、基準値以上の汚水を公共用水路に排出しないこと。また、取水及び排水処理については、その方法、水量及び能力を明示すること。

(5) 廃土処理については、その方法を明確にし、工作物その他の構築物を設置する場合には、その規模、構造、形態等を明示すること。

(6) 採取中及び採取後、植生が活着するまでの間は、下流の河川及び水路への雨水流出増対策として、原則として調整池を設置すること。

- (7) 下流の河川及び水路の流下能力は、原則として年超過確率雨量の1分の1を満たしていること。当該河川等の流下能力が1分の1に対し不足する場合は、下流の河川及び水路の管理者の指示による措置を講ずること。
- (8) 施行区域の出口には、車両の付着土砂を除去する洗浄施設の設置又は相当延長距離の舗装等をし、施行区域外を汚さないこと。
- (9) 搬出路に使用される道路その他の施設を破損し、又は汚損した場合は、速やかに復旧、清掃など必要な措置を講ずること。この場合において、交通の状況によっては、交通整理員を配置すること。
- (10) 搬出路の認定道路への取り付けは、道路管理者と協議すること。この場合において、その構造は、道路構造令に適合していること。
- (11) 施行区域に国有地が介在している場合は、採取の終了までに国有財産の処理手続を完了すること。
- (12) 跡地については、山林、農地等の利用目的に応じた表土に仕上げ、御殿場市総合計画その他の計画に沿い、かつ、周囲の環境に適した跡地利用計画を策定すること。
- (13) 施行区域に隣接する土地の所有者、地上権者その他の権利者の事業実施についての承諾を得ること。
- (14) 施行区域外に土砂等を搬出し、又は区域外から搬入する場合は、搬出入先、運搬業者、運搬経路、飛散防止対策等を明確にするとともに、交通安全及び騒音、粉塵等に留意し、必要に応じ、交通整理員等を配置すること。
- (15) 前(1)から(14)までに規定するもののほか、静岡県土の採取等に関する技術基準(昭和51年4月施行)によること。

15 その他の施設

1から14に掲げる施設以外の個別基準については、その施設の内容により、1から14までのいずれか類似する施設の基準に準ずるものであること。

別記 1

排 水 基 準

施行区域内総排水量 (最大 m ³ /日)	B O D 最大 (PPM)	S S 最大 (PPM)	油分(最大)	
			動植物 (PPM)	鉍 物 (PPM)
500 m ³ 未満	20	40	5	3
500 m ³ 以上	別 途 協 議			

(注)

重金属及び有害物を使用する工場等については、別途協議すること。

浸透処理排水の基準

生活系排水で、近隣の状況により浸透処理排水を認める場合の基準は、次のとおりとする。

- 1 合併処理浄化槽の技術上の基準は、処理水質が B O D 20 PPM 以下、S S 40 PPM 以下とすること。
- 2 既存井戸から、原則として 10メートル以上離れていること。
- 3 隣接地と高低差がある場合は、浸透水が隣接地に流出するおそれのないこと。
- 4 地下水位は、地盤面から 1.5メートル以下であること。
- 5 浸透処理排水施設を設置した者は、次に掲げる事項を遵守すること。
 - (1) 近隣 100メートル以内に既存井戸がある場合、その代表井戸について完了検査前に一般飲用水検査を実施し、以後年 1 回以上検査を行い、結果を担当課に報告すること。
 - (2) 浸透水の水質検査用点検ますを設けること。
 - (3) 浄化槽の点検にあわせて、浸透処理施設の点検を行うこと。
 - (4) 浸透処理能力が維持されるよう定期的に清掃すること。

別記 2

緑地基準

区 域	緑地の割合
市 街 化 区 域	10%以上
市街化調整区域	15%以上

(注)

- 1 宅地造成工事規制区域については、別記4によること。
- 2 森林法又は工場立地法（昭和34年法律第24号）等により、上記を上回る緑地基準が適用される場合は、その基準によること。
- 3 緑地の割合の基準となる敷地の面積は、施行区域面積から道水路の面積を除いた面積とする。
- 4 商業及び近隣商業地域については、別途協議すること。
- 5 住宅地の宅地分譲及び現況有姿分譲については、別表第3個別基準によるものとし、上記基準は適用しない。

別記 3

駐 車 場 設 置 基 準

用 途	設置駐車場台数基準
マンション、共同住宅等	1台以上／1戸
店舗等	1台以上／店舗面積17㎡
遊戯施設等	1台以上／1遊戯台
飲食店	1台以上／4席
その他	業務に必要と認められる台数

(注)

- 1 施設の一般利用者の駐車場の広さは、間口2.5m×奥行5mを基準とし、マンション、共同住宅等については、間口2.3m×奥行5m以上とし、施設の規模により、軽自動車の利用も考慮できるものとする。
- 2 従業員の駐車場は、原則として、区域内に確保すること。ただし、広さ及び配置については、別途協議すること。
- 3 区域内の車路幅は、5.5m以上とする。
- 4 出入口は、原則として2箇所とし、隅切り、反射鏡の設置等交通安全に配慮すること。
- 5 不特定多数の者が出入りすることとなる施設については、静岡県福祉のまちづくり条例に基づき、車いす使用者用の駐車場を適切な位置に設けること。
- 6 駐車場の配置、車両の導入については、周辺の交通状況を考慮すること。
- 7 本駐車場設置基準によりがたい場合は、別途協議すること。

別記 4

宅地造成工事規制区域の基準

宅地造成工事規制区域の土地利用事業の基準は、原則として次のとおりとする。

種 別	区域 宅地造成工事規制区域（市街化区域を除く。）	
	施行区域の最低部と最高部を結ぶ傾斜	
	8 度 未 満	8 度 以 上
開 発 率	4 0 % 以 下	3 0 % 以 下
緑 地 の 割 合	6 0 % 以 上	7 0 % 以 上
建 築 物 の 高 さ	1 2 m 以 下	8 m 以 下

(注)

- 1 既存宅地については、別途協議すること。
- 2 植栽は、次により行うこと。
 - (1) 施行区域内の表土を活用すること。
 - (2) 現存樹木を移植、活用すること。
 - (3) 環境に適した樹種を選定すること。
- 3 次の条件で、この基準の緩和ができるものとする。
 - (1) 施行区域の周囲に相当規模の緑地が存するもの
 - (2) 環境の保全及び景観上特に支障がないと認められるもの

御殿場市土地利用事業指導要綱第3条第1項第8号の規定による国又は地方公共団体が出資している別に定める公社、公団等は、次のとおりとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人緑資源機構
- (3) 独立行政法人水資源機構
- (4) 中日本高速道路株式会社
- (5) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (6) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (7) 独立行政法人雇用・能力開発機構
- (8) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (9) 独立行政法人環境再生保全機構
- (10) 日本下水道事業団
- (11) 静岡県住宅供給公社
- (12) 静岡県道路公社
- (13) 静岡県土地開発公社
- (14) 御殿場市小山町土地開発公社

公共、公益施設の帰属、管理の基準

御殿場市土地利用事業指導要綱第12条第2項の規定による整備された公共、公益施設の帰属、管理については、原則として次の基準によるものとする。

公共公益施設	帰属	管理	備考
道路	市	市	
公園	市又は事業者	市又は事業者	宅地分譲の場合は、市に帰属するものとし、市が管理する。ただし、日常管理については、自治会との協議による。その他は、事業者に帰属するものとし、事業者が管理する。
緑地	事業者	事業者	
上水道	市	市	道路に埋設した給配水管に限る。
下水道	市	市	本管から公共ますまでに限る。
河川・水路	市	市	
調整池	市又は事業者	市又は事業者	宅地分譲の場合は、市に帰属するものとし、市が管理する。ただし、日常管理については、自治会との協議による。その他は、事業者に帰属するものとし、事業者が管理する。
ごみ集積所	市又は事業者	事業者又は自治会	宅地分譲の場合は、市に帰属するものとする。自治会が組織されるまで事業者が管理し、組織化に伴い自治会が管理する。その他は事業者に帰属するものとし、事業者が管理する。
防火水槽	市又は事業者	市又は事業者	宅地分譲の場合は、市に帰属するものとし、市が管理する。その他は、事業者に帰属するものとし、事業者が管理する。
消火栓	市	市	
集会所 (用地)	市又は自治会	自治会	
教育施設 (用地)	市又は事業者等	市又は事業者等	市と事業者との協議による。
その他	市又は事業者等	市又は事業者等	市と事業者との協議による。

様式第1号（第3条関係）

土地利用適用除外事業協議書

年 月 日

御殿場市長 様

住 所

事業者

印

氏名又は名称

御殿場市土地利用事業適用除外事業の施行について、次のとおり協議します。

事業の目的			
施行場所			
用途地域			
施行面積	㎡	地目	
着手予定年月日	年	月	日
完了予定日年月日	年	月	日
設計者	住 所		
	氏名又は名称		
	電話番号		
工事施行者	住 所		
	氏名又は名称		
	電話番号		

(注) 添付書類

- 1 事業計画書
- 2 位置図
- 3 土地利用計画平面図
- 4 敷地現況図
- 5 公図写
- 6 建物平面図、立面図
- 7 その他必要な書類

※ 担当者の連絡先 氏名

電話番号

様式第2号（第4条の2関係）

事業説明会経過報告書

年 月 日

御殿場市長 様

住 所

事業者

氏名又は名称

印

御殿場市土地利用事業指導要綱に基づき、土地利用事業に対する説明会を下記のとおり実施したので、報告します。

記

- 1 事業の目的 (区地先)
- 2 施行場所
- 3 説明会開催概要
第 回 事業説明会

開催年月日	年 月 日 時 分 ~ 時 分
会場	
申請者側説明者	
被説明者	区行政関係者 名
	周辺住民 名
	部農会 名
	水利権者 名
	その他利害関係者 名 合計 名
説明会内容	
被説明者側から出た意見・要望	事業者の回答・対応措置
上記事項の内容につきましては、確認しました。	
年 月 日	

様式第3号（第5条関係）

※
受付番号

土地利用に関する承認申請書

年 月 日

御殿場市長 様

住 所

事業者

氏名又は名称

印

御殿場市土地利用事業指導要綱に基づき、次のとおり土地利用事業の承認を申

請します。

事業の目的				
施行場所				
用途地域				
施行面積	m ²	地目		
着手予定年月日	年 月 日			
完了予定年月日	年 月 日			
連絡先	申請者 (担当者)	担当者		
		電話番号		
	設計者	住所		
		氏名又は名称		担当者
	電話番号			

(注)

- ※欄は、記載しないこと。
- 添付図書は、「土地利用対策委員会申請書等作成要領」を参照すること。

様式第4号（第5条の2関係）

第 号
年 月 日

土地利用に関する承認・不承認決定通知書

住 所
氏名又は名称 様

御殿場市長 印

御殿場市土地利用事業指導要綱に基づき、 年 月 日付けで承認申請のあり
承認
ました事業計画については、 と決定しましたので通知します。
不承認

承認年月日及び承認番号	年 月 日 第 号 (受付番号第 号)
事業の目的	
施行場所	
施行面積	m ²
承認の条件	
不承認理由	

※ 受付番号

土地利用に関する事前協議書

年 月 日

御殿場市長 様

住 所
事業者
氏名又は名称 印

御殿場市土地利用事業指導要綱に基づき、次のとおり協議を申し出ます。

事業の目的			
施行場所			
用途地域			
施行面積	m ²	地目	
着手予定年月日	年 月 日		
完了予定年月日	年 月 日		
連絡先	申請者 (担当者)	担当者	
		電話番号	
	設計者	住所	
		氏名又は名称	担当者
	電話番号		

(注)

- 1 ※欄は、記載しないこと。
- 2 添付図書は、「土地利用対策委員会申請書等作成要領」を参照すること。

様式第6号（第6条の2関係）

第 号
年 月 日

土地利用に関する事前協議回答書

住 所
氏名又は名称 様

御殿場市長 印

御殿場市土地利用事業指導要綱に基づき、 年 月 日付けで事前協議のあり
ました事業計画については、次のとおり回答します。

事前協議の結果	同意する ・ 同意しない
受付番号	
事業の目的	
施行場所	
施行面積	m ²

様式第7号（第8条関係）

地位承継承認申請書

年 月 日

御殿場市長 様

事業者（地位を譲り受けようとする者）

住 所

氏名又は名称 印

電 話 番 号

事業者（地位を譲り渡そうとする者）

住 所

氏名又は名称 印

電 話 番 号

御殿場市土地利用事業指導要綱に基づき、地位承継の承認を申請します。

承 認 年 月 日	年 月 日 第 号 (受付番号第 号)
事 業 の 目 的	
施 行 場 所	
施 行 面 積	m ²
申 請 の 理 由	
債 権 ・ 債 務 の 承 継 内 容	
譲 受 人 の 資 本 金	

(注) 譲受人の添付書類

- 1 経歴書又は実績書
- 2 定款及び法人の登記事項証明書
- 3 当該事業の資金計画書及び管理計画書
- 4 事業説明会経過報告書
- 5 承認決定通知書又は事前協議回答書の写し

様式第8号（第8条関係）

地位承継届

年 月 日

御殿場市長 様

住 所
事業者 氏名又は名称 印
電 話 番 号

御殿場市土地利用事業指導要綱に基づき、事業者の地位を承継したので届け出ます。

承認年月日	年 月 日 第 号 (受付番号第 号)
事業の目的	
施行場所	
施行面積	m ²
旧事業者の住所	
旧事業者の氏名又は名称	
承継の理由	

(注) 承継人の添付書類

- 1 承継の事実を証する書類
- 2 事業説明会経過報告書
- 3 承認決定通知書又は事前協議回答書の写し

様式第9号（第8条の2条関係）

第 号
年 月 日

土地利用に関する地位承継承認・不承認決定通知書

（地位を譲り受けようとする者）

住 所

氏名又は名称

（地位を譲り渡そうとする者）

住 所

氏名又は名称

御殿場市長 印

御殿場市土地利用事業指導要綱に基づき、 年 月 日付けで地位承継承認申請
承認
のありました事業計画については、 と決定しましたので通知します。
不承認

承認年月日及び承認番号	年 月 日 第 号 (受付番号第 号)
事業の目的	
施行場所	
施行面積	m ²
承認の条件	
不承認理由	

様式第10号（第9条関係）

※ 受付番号

変更承認申請書

年 月 日

御殿場市長 様

住 所

事業者

氏名又は名称

印

御殿場市土地利用事業指導要綱に基づき、変更の承認を申請します。

承認年月日	年 月 日 第 号 (受付番号第 号)			
直近の変更年月日	年 月 日 第 号 (受付番号第 号)			
事業の目的				
施行場所				
施行面積	m ²			
変更の理由				
工事設計				
連絡先	申請者 (担当者)	担当者		
		電話番号		
	設計者	住所		
		氏名又は名称		担当者
		電話番号		

(注)

- ※欄は、記載しないこと。
- 添付図書は、「土地利用対策委員会申請書等作成要領」を参照すること。

様式第11号（第9条の2条関係）

第 号
年 月 日

土地利用に関する変更承認・不承認決定通知書

住 所
氏名又は名称 様

御殿場市長 印

御殿場市土地利用事業指導要綱に基づき、 年 月 日付で変更承認申請の
承認
ありました事業計画については、 と決定しましたので通知します。
不承認

承認年月日及び承認番号	年 月 日 第 号 (受付番号第 号)
事業の目的	
施行場所	
施行面積	m ²
承認の条件	
不承認理由	

様式第12号（第10条関係）

工事着手（完了、再開）届

年 月 日

御殿場市長 様

住 所
 事業者 氏名又は名称 印
 電 話 番 号

御殿場市土地利用事業指導要綱に基づき、工事の着手（完了、再開）について、次のとおり届け出ます。

承認年月日	年 月 日	第 号
	(受付番号第 号)	
事業目的		
施行場所		
施行面積	m ²	
工事の（着手、完了、再開）年月日	年 月 日～	年 月 日
工事 行 事者	住 所	
	氏名又は名称	
	連絡場所	電話番号
現管 理 場者	住 所	
	氏 名	
	連絡場所	電話番号

(注) 添付書類

- 1 工事着手、工事再開の場合は、完了までの工程表及び個々の法令に基づく許認可の写し。
- 2 工事完了の場合は、個々の法令に基づく検査済証の写し及び竣工写真。

様式第13号（第10条関係）

名称（氏名、住所、代表者氏名）変更届

年 月 日

御殿場市長 様

住 所

事業者 氏名又は名称

印

電 話 番 号

御殿場市土地利用事業指導要綱に基づき、名称（氏名、住所、代表者氏名）の変更について、次のとおり届け出ます。

承認年月日	年 月 日 第 号 (受付番号第 号)		
事業の目的			
施行場所			
施行面積	m ²		
変更した内容	旧		
	新		

(注) 添付書類

- 1 法人の商号変更の場合は、法人の登記事項証明書。
- 2 住所変更の場合は、住民票又は登記事項証明書。

様式第14号（第10条関係）

工事施行者変更届

年 月 日

御殿場市長 様

住 所
 事業者 氏名又は名称 印
 電 話 番 号

御殿場市土地利用事業指導要綱に基づき、工事施行者の変更について、次のとおり届け出ます。

承認年月日	年 月 日 第 号 (受付番号第 号)
事業の目的	
施行場所	
施行面積	m ²
変更年月日	
変更の理由	
旧工事施行者	
工施行者	住 所
	氏名又は名称
	連絡場所
現管理者	住 所
	氏 名
	連絡場所

様式第15号（第10条関係）

軽微変更届

年 月 日

御殿場市長 様

住 所
事業者 氏名又は名称 印
電 話 番 号

御殿場市土地利用事業指導要綱に基づき、軽微な変更について、次のとおり届け出ます。

承認年月日	年 月 日 第 号 (受付番号第 号)
事業の目的	
施行場所	
施行面積	m ²
変更の理由	

(注) 添付書類

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 新旧対照表 | 6 工事設計書 |
| 2 公害関係調書 | 7 緑化計画平面図 |
| 3 位置図（1/2500） | 8 建物計画平面図 |
| 4 公図写 | 9 建物計画立面図 |
| 5 新旧対照計画平面図 | 10 その他必要な書類 |

様式第16号（第10条関係）

承認申請取下げ届

年 月 日

御殿場市長 様

住 所
事業者 氏名又は名称 印
電 話 番 号

御殿場市土地利用事業指導要綱に基づき、事業に係る承認申請を取り下げたいので、次のとおり届け出ます。

承認年月日	年 月 日 第 号 (受付番号第 号)
事業の目的	
施行場所	
施行面積	m ²
取下げの理由	

(注) 添付書類

- 1 承認決定通知書の写し

様式第17号（第11条関係）

事業休止（廃止）承認申請書

年 月 日

御殿場市長 様

住 所
事業者 氏名又は名称 印
電 話 番 号

御殿場市土地利用事業指導要綱に基づき、事業に係る工事の休止（廃止）の承認を申請します。

承 認 年 月 日	年 月 日 第 号 (受付番号第 号)
事 業 の 目 的	
施 行 場 所	
施 行 面 積	m ²
休止（廃止）予定年月日	
事業再開予定年月日	
休止（廃止）する 区 域 の 面 積	
休止（廃止）の理由	
休止（廃止）に伴う 今 後 の 措 置	

(注) 添付書類

- 1 事業の休止（廃止）に係る既着手区域を明示した図書
- 2 事業を休止（廃止）しようとする時点における土地の現況図及び現況写真
- 3 事業の休止（廃止）に伴う従前の公共施設の回復計画書
- 4 事業の休止（廃止）に伴う防災工事等計画図書

様式第18号（第11条の2関係）

第 号
年 月 日

事業休止（廃止）承認・不承認決定通知書

住 所
氏名又は名称 様

御殿場市長 印

御殿場市土地利用事業指導要綱に基づき、 年 月 日付けで休止（廃止）承認
承認
申請のありました事業計画については、 と決定しましたので通知します。
不承認

承認年月日及び承認番号	年 月 日 第 号 (受付番号第 号)
事業の目的	
施行場所	
施行面積	m ²
承認の条件	
不承認の理由	

様式第19号（第15条関係）

是正報告書

年 月 日

御殿場市長 様

住 所
事業者 氏名又は名称 印
電 話 番 号

年 月 日に指示を受けた事項について、次のとおり是正したので報告します。

事業の目的			
施行場所			
施行面積			m ²
承認番号年月日 及び承認番号	年 月 日	第 号	
	(受付番号第 号)		
指 示 事 項	是 正 事 項		